(仮称)青森市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例案 骨子

1 趣旨

平成25年6月7日に、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(第3次一括法)が成立し介護保険法が改正され、これまで厚生労働省令で定められていた指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等について、地域の実情に応じて市の条例で定めることとされました。

市は、当該基準について、厚生労働省令で定められた従うべき基準又は参酌すべき基準を勘案し、条例で定める必要があることから、その基準を定めるものです。

2 条例制定に関する市の考え方

従うべき基準については、厚生労働省令どおりの基準とします。

参酌すべき基準については、厚生労働省令と異なる基準を設定するほどの地域的な特殊性が認められないことから、厚生労働省令どおりの基準とします。ただし、介護給付費に関する書類の保存期間について、地方自治法上の返還請求期限である5年間とします。

また、市の他条例との整合性を勘案し、暴力団員の排除の規定及び従業者だった者の秘密保持等に関する規定を独自に設定します。

3 指定居宅介護支援について

「居宅介護支援」とは、要介護の方(常時介護を要する方)が、自宅で日常生活を営むのに必要な保健医療サービス及び福祉サービスを適切に利用できるよう、その方の心身の状況、環境、希望等を考慮し、利用するサービスの内容等を定めた計画(居宅サービス計画)を作成し、サービス事業者との連絡調整等を行い、また、その方が施設への入所を要する場合は、施設への紹介等の便宜の提供を行うことをいいます。

「指定居宅介護支援」とは、市長が指定する者が行う居宅介護支援のことをいい、指定居宅介護支援 に要した費用は、居宅介護サービス計画費として保険給付されます。

4 概要

項目		条例案の概要	条例への委任の 方法
趣旨及び基	趣旨	指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する	参酌すべき基準
本方針		基準等を定める。	
	定義	条例で使用する用語の意義は、介護保険法において使	(新設)
		用する用語の例による。	
	指定の基準	指定居宅介護支援事業者は法人とする。	従うべき基準
	基本方針	指定居宅介護支援の事業は、利用者が居宅において、	参酌すべき基準
		自立した日常生活を営むことができるように配慮して	
		行われるものでなければならない。	

		指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況等に	参酌すべき基準
		応じて、適切なサービスが多様な事業者から提供される	
		よう配慮して行われるものでなければならない。	
		指定居宅介護支援事業者は、利用者の立場に立って、	参酌すべき基準
		利用者に提供されるサービスが偏することのないよう、	
		公正中立に行われなければならない。	
		指定居宅介護支援事業者は、市、指定介護予防支援事	参酌すべき基準
		業者(介護を要する状態の軽減に支援が必要な方が、必	
		要なサービスを適切に利用できるよう、利用するサービ	
		スの内容等を定めた計画 (介護予防サービス計画) を作	
		成し、サービス事業者との連絡調整を行う者のうち、市	
		長が指定する者)等との連携に努めなければならない。	
	暴力団員の	指定居宅介護支援事業者及び従業者は、暴力団員又は	独自基準
	排除	暴力団員と社会的に非難される関係にある者であって	
		はならない。	
人員に関す	従業者の員	指定居宅介護支援事業者は、利用者35人に対して1	従うべき基準
る基準	数	人を基準として介護支援専門員を置かなければならな	
		い。	
	管理者	指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員である常	従うべき基準
		勤専任の管理者を置かなければならない(事業所の介護	
		支援専門員の職務に従事する場合等は専任でなくても	
		よい)。	
運営に関す	内容及び手	指定居宅介護支援事業者は、利用申込者にサービスの	従うべき基準
る基準	続の説明及	選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交	
	び同意	付して説明を行い同意を得なければならない。	
		指定居宅介護支援事業者は、居宅サービス計画が条例	従うべき基準
		の基本方針及び利用者の希望に基づき作成されること	
		等につき説明を行い理解を得なければならない。	
		指定居宅介護支援事業者は、利用申込者の承諾がある	参酌すべき基準
		場合、文書の交付に代え、電磁的方法により重要事項を	
		提供することができる。	
	提供拒否の	指定居宅介護支援事業者は、正当な理由なく指定居宅	従うべき基準
	禁止	介護支援の提供を拒んではならない。	
	指定居宅介	指定居宅介護支援事業者は、利用申込者に対し指定居	参酌すべき基準
	護支援提供	宅介護支援を提供することが困難な場合は、他事業者の	
	困難時の対	紹介その他の必要な措置を講じなければならない。	
	応		
	受給資格等	指定居宅介護支援事業者は、利用申込者の被保険者証	参酌すべき基準
	の確認	によって、被保険者資格等を確かめるものとする。	
L	·	1	1

要介	下護認定	指定居宅介護支援事業者は、利用申込者の要介護認定	参酌すべき基準
の申	申請に係	の申請及び更新申請について、必要な援助を行わなけれ	
る接	爰助	ばならない。	
身分	子を証す	指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員に身分を	参酌すべき基準
る書		証する書類を携行させ、初回訪問時等に利用者に提示す	
行		べき旨を指導しなければならない。	
利用	用料等の	指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を提供	参酌すべき基準
受領	頁	した際に利用者から支払を受ける利用料と、居宅介護サ	
		ービス計画費(指定居宅介護支援に要する平均的な費用	
		の額を勘案して厚生労働大臣が定める額)との間に差額	
		が生じないようにしなければならない。	
	•	指定居宅介護支援事業者は、通常の事業の実施地域以	参酌すべき基準
		外の地域で指定居宅介護支援を行う場合には、あらかじ	
		め利用者へ説明し同意を得た上で、利用者から交通費の	
		支払を受けることができる。	
保険	食給付の	指定居宅介護支援事業者は、利用料の支払を受けた場	参酌すべき基準
請求	文のため	合は、利用料の額等を記載した指定居宅介護支援提供証	
の証	正明書の	明書を利用者に対して交付しなければならない。	
交付	士		
指定	官居宅介	指定居宅介護支援の事業は、要介護状態の軽減等に資	参酌すべき基準
護支	を援の基	するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に配	
本取	文扱方針	慮して行われなければならない。	
		指定居宅介護支援事業者は、自ら指定居宅介護支援の	参酌すべき基準
		質の評価を行い、常にその改善を図らなければならな	
		٧٠°	
指定	官居宅介	指定居宅介護支援の事業の方針は、次に掲げるところ	従うべき基準
護支	支援の具	によるものとし、指定居宅介護支援事業者は、従業者に	$(7, 9 \sim 11, 13,$
体的	り取扱方	必要な周知及び研修を行う。	15、25)
針		1介護支援専門員に居宅サービス計画の作成業務を	※番号を四角で
		担当させること。	囲んだ項目
		2利用者に対し、サービスの提供方法等について、理	
		解しやすいように説明を行うこと。	参酌すべき基準
		3利用者の心身の状況等に応じ、継続的かつ計画的に	$(1 \sim 6, 8, 12,$
		サービス等の利用が行われるようにすること。	14、16~24)
		4 地域住民による自発的な活動によるサービス等の	
		利用も含めて居宅サービス計画上に位置付けるよ	
		う努めること。	
		5 地域における指定居宅サービス事業者(訪問介護等	
		の居宅サービス事業を行う者のうち、市長が指定す	
		3	

- る者)等に関するサービスの内容、利用料等の情報 を適正に利用者に提供すること。
- 6 利用者について、アセスメント(有する能力や環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題の把握)を行うこと。
- 7アセスメントに当たっては、利用者の居宅を訪問 し、利用者及び家族に面接し行い、面接の趣旨を十 分に説明し、理解を得ること。
- 8 解決すべき課題に対応するための最も適切なサービスの組合せについて検討し、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標及びその達成時期等を記載した居宅サービス計画の原案を作成すること。
- 9サービス担当者会議(介護支援専門員が、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者を招集して行う会議)の開催により、利用者に関する情報を担当者と共有するとともに、居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めること(やむを得ない場合は担当者への照会等により意見を求めることができる)。
- 10 居宅サービス計画の原案について利用者又はその 家族に説明し、文書により同意を得ること。
- 11 居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付すること。
- 12 居宅サービス計画の作成後、モニタリング(居宅サービス計画の実施状況の把握)を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更等便宜の提供を行うこと。
- [13] モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、 指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行 い、少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し、 利用者に面接するとともに、モニタリングの結果を 記録すること。
- 14 利用者が要介護更新認定を受けた場合等は、サービス担当者会議の開催により、居宅サービス計画の

変更の必要性について、担当者から専門的な見地からの意見を求めること(やむを得ない場合は担当者への照会等により意見を求めることができる)。

- 15居宅サービス計画を変更する場合は3~11の規定を準用すること。
- 16 利用者が居宅において日常生活を営むことが困難 となった場合等は、介護保険施設への紹介その他の 便宜の提供を行うこと。
- 17 介護保険施設等から退所する要介護者から依頼があった場合は、居宅サービス計画の作成等の援助を行うこと。
- 18 利用者が医療サービスの利用を希望する場合等は、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めること。
- 19 居宅サービス計画に医療サービスを位置付ける場合は、主治の医師等の指示がある場合に限ることとし、医療サービス以外のサービスを位置付ける場合は、主治の医師からの留意事項を尊重すること。
- 20 居宅サービス計画に短期入所生活介護(利用者を特別養護老人ホーム等に短期間入所させ、入浴、排せつ、食事等の介護等を行うこと)又は短期入所療養介護(利用者を介護老人保健施設等に短期間入所させ、看護、介護等を行うこと)を位置付ける場合は、特に必要と認められる場合を除き、利用日数が要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにすること。
- 21 居宅サービス計画に福祉用具貸与(歩行補助つえ 等、利用者の日常生活の自立を助けるための用具の 貸与)を位置付ける場合は、福祉用具貸与が必要な 理由を、継続して福祉用具貸与を受ける必要がある 場合はその理由を居宅サービス計画に記載するこ と。
- 22 居宅サービス計画に特定福祉用具販売(和式便器の上に置いて腰掛式に変換する便座等、利用者の日常生活の自立を助ける入浴又は排せつに係る用具の販売)を位置付ける場合は特定福祉用具販売が必要な理由を居宅サービス計画に記載すること。
- 23 被保険者証に認定審査会(被保険者について、心身の状況等の調査及び主治の医師の意見を基に、介

	護を要する状態であること及びその程度の審査判	
	定を行う審査会) 意見等の記載がある場合は、利用	
	者にその趣旨を説明し、理解を得た上で、その内容	
	に沿って居宅サービス計画を作成すること。	
	24 利用者が要支援認定を受けた場合は、指定介護予	
	防支援事業者と連携を図ること。	
	25 指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の	
	業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を	
	勘案し、指定居宅介護支援の業務が適正に実施でき	
	るよう配慮すること。	
法定代理受	指定居宅介護支援事業者は、毎月、居宅サービス計画	参酌すべき基準
領サービス	上のサービスのうち法定代理受領サービス(利用者に代	
に係る報告	わり保険者市町村がサービス費用を提供事業者に支払	
	う場合) に関する情報を記載した文書を保険者市町村に	
	提出しなければならない。	
	指定居宅介護支援事業者は、居宅サービス計画上の基	参酌すべき基準
	準該当居宅サービス (市長の指定を受けていないが、一	
	定の要件を満たす事業所により行われる訪問介護等の	
	居宅サービス)に係る費用の支給に係る事務に必要な情	
	報を記載した文書を保険者市町村に提出しなければな	
	らない。	
利用者に対	指定居宅介護支援事業者は、利用者が他の居宅介護支	参酌すべき基準
する居宅サ	援事業者の利用を希望する場合等は、利用者に対し、直	
ービス計画	近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類	
等の書類の	を交付しなければならない。	
交付		
利用者に係	指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を受け	参酌すべき基準
る不正利得	ている利用者が正当な理由なく介護給付対象サービス	
等に関する	の利用に関する指示に従わないこと等により要介護状	
保険者市町	態の程度を増進させたと認められるとき及び偽りその	
村への通知	他不正の行為によって保険給付の支給を受けたとき等	
	は、意見を付してその旨を保険者市町村に通知しなけれ	
	ばならない。	
管理者の業	指定居宅介護支援事業者は、管理者に、従業者の管理、	参酌すべき基準
務	指定居宅介護支援の利用の申込みに係る調整、業務の実	
	施状況の把握その他の管理を一元的に行わせ、また、従	
	業者に条例で定める運営に関する基準を遵守させるた	
	め必要な指揮命令に関する業務を担当させる。	
運営規程	指定居宅介護支援事業者は、次に掲げる事業の運営に	参酌すべき基準

	-	
	ついての重要事項に関する規程を定め、従業者及び利用	
	者に周知する。	
	1事業の目的及び運営の方針	
	2 従業者の職種、員数及び職務の内容	
	3 営業日及び営業時間	
	4 指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その	
	他の費用の額	
	5 通常の事業の実施地域	
	6 その他事業の運営に関する重要事項	
勤務体制の	指定居宅介護支援事業者は、事業所ごとに従業者の勤	参酌すべき基準
確保等	務体制を定めておかなければならない。	
	指定居宅介護支援事業者は、事業所の介護支援専門員	参酌すべき基準
	に指定居宅介護支援の業務(補助業務を除く。)を担当	
	させなければならない。	
	指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の資質の	参酌すべき基準
	向上のために、研修の機会を確保しなければならない。	
設備及び備	指定居宅介護支援事業者は、事業を行うために必要な	参酌すべき基準
品等	広さの区画並びに設備及び備品等を備えなければなら	
	ない。	
従業者の健	指定居宅介護支援事業者は、従業者の清潔の保持及び	参酌すべき基準
康管理	健康状態について、必要な管理を行わなければならな	
	V'o	
掲示	指定居宅介護支援事業者は、事業所の見やすい場所	参酌すべき基準
	に、運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申	
	込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項	
	を掲示しなければならない。	
秘密保持	従業者は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならな	従うべき基準
	V'o	
	従業者であった者は、業務上知り得た秘密を漏らして	独自基準
	はならない。	
	指定居宅介護支援事業者は、従業者であった者が業務	従うべき基準
	上知り得た秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を	
	講じなければならない。	
	指定居宅介護支援事業者は、従業者が業務上知り得た	独自基準
	秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じなけれ	
	ばならない。	
	指定居宅介護支援事業者は、サービス担当者会議等に	従うべき基準
	おいて、個人情報を用いる場合は利用者又は家族の同意	
	をあらかじめ文書により得ておかなければならない。	
	_	1

広告	広告の内容が虚偽又は誇大なものであってはならな	参酌すべき基準
	V _o	
居宅サービ	指定居宅介護支援事業者及び管理者は、介護支援専門	参酌すべき基準
ス事業者等	員に居宅サービス計画に特定の居宅サービス事業者等	
からの利益	によるサービスを位置付けるべき指示等を行ってはな	
収受の禁止	らない。	
等	介護支援専門員は、利用者に特定の居宅サービス事業	参酌すべき基準
	者等によるサービスを利用すべき指示等を行ってはな	
	らない。	
	指定居宅介護支援事業者及び従業者は、利用者に特定	参酌すべき基準
	の居宅サービス事業者等によるサービスを利用させる	
	ことの対償として、当該居宅サービス事業者等から金品	
	その他の財産上の利益を収受してはならない。	
苦情処理	指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援又は居	参酌すべき基準
	宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に対	
	する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に	
	対応し、内容等を記録しなければならない。	
	指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援に関	参酌すべき基準
	し、市等が行う文書等の提出の求め等に応じ、及び利用	
	者からの苦情に関して市等が行う調査に協力し、市等か	
	ら指導等を受けた場合は、それを勘案して必要な改善を	
	行うよう努めるとともに、市等から求めがあった場合に	
	は、その内容を報告しなければならない。	
	指定居宅介護支援事業者は、利用者からの苦情に関し	参酌すべき基準
	て国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとと	
	もに、指定居宅介護支援に関して国民健康保険団体連合	
	会から指導等を受けた場合は、それを勘案して必要な改	
	善を行うよう努めるとともに、国民健康保険団体連合会	
	から求めがあった場合は、その内容を報告しなければな	
	らない。	
事故発生時	指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅	従うべき基準
の対応	介護支援の提供により事故が発生した場合には速やか	
	に保険者市町村、利用者の家族等に連絡を行うととも	
	に、必要な措置を講じなければならない。	
	指定居宅介護支援事業者は事故の状況及び事故に際	従うべき基準
	してとった処置について記録しなければならない。	
	指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅	従うべき基準
	介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合	
	 には、損害賠償を速やかに行わなければならない。	
I		

	会計の区分	指定居宅介護支援事業者は、事業所ごとに経理を区分	参酌すべき基準
		するとともに、指定居宅介護支援の事業の会計とその他	
		の事業の会計とを区分しなければならない。	
	記録の整備	指定居宅介護支援事業者は、従業者、設備、備品及び	参酌すべき基準
		会計に関する記録を整備しておかなければならない。	
		指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅	参酌すべき基準
		介護支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その	
		完結の日から2年間保存しなければならない。	
		1 指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する	
		記録	
		2 居宅サービス計画、アセスメントの結果の記録、サ	
		ービス担当者会議等の記録、モニタリングの結果の	
		記録等を記載した利用者ごとの居宅介護支援台帳	
		指定居宅介護支援事業者は、居宅介護サービス計画費	独自基準
		の請求及び受領に係る記録を整備し、その完結の日から	
		5年間保存しなければならない。	
基準該当居	準用	指定居宅介護支援に係る基本方針、人員に関する基準	参酌すべき基準
宅介護支援		及び運営に関する基準等は、基準該当居宅介護支援(市	
に関する基		長の指定を受けていないが、条例の本項目を満たす事業	
準		者によって行われる居宅介護支援)の事業について準用	
		する。	

5 施行期日

平成27年4月1日予定